

## インフォメーション

※イベントなどの申し込みについて申込開始日の記載がないものは、原則、1日から申し込みが可能です(公共機関・団体、市民情報ひろばは除く)。



### れんげ畑を開放します

市民に親しまれる農地づくりを目指し、れんげ畑を開放します。

▽開放期間 4月中旬～5月上旬(予定)

※①マナーを守り、ごみなどは持ち帰りましょう②開放するれんげ畑には看板を設置します③場所などは市ホームページ「産業振興室」をご覧ください。

☎ 産業振興室(☎825・2673)



レンゲ畑

### 公金の支払方法についてのお願い

税・保険料などの還付や、療養費などの支給について、金融機関の口座への振り込みに変更を進めています。

口座に振り込むことで、市民の皆さんが市役所に来る手間が省け、盗難や紛失などの事故防止にもなります。

10月1日(火)からは、原則として、公金の支払いは、口座振込となります。理解と協力をお願いします。

☎ 会計室(☎825・2418)

### みどりの基本計画を改定しました

社会情勢の変化などを踏まえ、おおむね20年後を見据えたみどりについて総合的な取り組みを示す「みどりの基本計画」を改定しました。

※詳しくは、市ホームページ「公園みどり課」をご覧ください。

☎ 公園みどり課(☎825・2293)

## 市政

### 市役所日曜窓口

(第4日曜日) 4月は28日

### △業務実施窓口▽

市民課、保険事業室、納税課です。

※①システムが停止するため、マイナンバー(個人番号)カードの交付や手続きはできません②そのほか、



### 地域公共交通網形成計画(素案)

本市の実情に応じた交通手段のあり方について、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すため「地域公共交通網形成計画」の策定に当たり、平成30年12月3日～31年

取り扱いができない業務もありますので、事前に担当課に確認してください。

☎ 各担当課(☎824・1181)

### 市民活動支援寄付金の募集

「ふるさと納税」で、支援したいNPO法人などを寄付で応援する制度です。

※詳しくは市ホームページ「市民活動振興室」をご覧ください。

☎ 市民活動振興室(☎825・2120)

### 住宅宿泊事業に制限区域が設けられます

4月1日(月)から住宅宿泊事業法施行条例が施行されることに伴い、制限区域内において、営業日などの制限を受けるときがあります。

※詳しくは、市ホームページ「保健衛生課」をご覧ください。

☎ 保健衛生課(☎829・7721)

## くらしの情報

### シティ・ステーションの業務案内

4月1日(月)から、次の業務の取り扱いがなくなりました。

○母子健康手帳の交付

○友好都市の和歌山県すさみ町などの特産物販売

※取扱業務については、市ホームページ「シティ・ステーション」をご覧ください。

西シティ・ステーション(☎838・0324)は市立池の里市民交流センター(池田西町24番5号)に移転しました。

☎ ①シティ・ステーションについて:各シティ・ステーション②母子健康手帳について:子育て世代包括支援センター(市立保健福祉センター内☎812・2213・リラックト内☎800・3863)③特産物

1月10日に意見を募集した結果、5人から29件の意見が提出されました。提出された意見のあらましと意見についての考え方をまとめました。

☎ 道路交通課(☎825・2384)

◎詳しい内容は、道路交通課、市民情報コーナー、各シティ・ステーション、堀溝サービス窓口、市立東・駅前図書館又は市ホームページ「パブリック・コメント手続」で見ることができます。

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体  
市民情報ひろば



販売について：市民活動振興室（☎825・2120）

**食用油の回収**

4月26日（金）午後1時～3時、市立消費生活センター。  
※業務用・未使用油は回収しません。容器は持ち帰りましょう。

☎「市消費者協会」・前田（☎822・1997）

**募集情報**

**総合計画審議会委員を募集**

総合的かつ計画的に市政運営を推進するための指針となる第六次総合計画（2020年度～2027年度）の策定に当たり、幅広い分野から審議を行うため、総合計画審議会委員を募集します。

▽対象 現在、市の審議会などの委員に就任又は応募していない市内在住・在職・在学の18歳以上で、平日の昼間最大17回の会議に出席できる人など3人（うち1人以上は、子育て経験のある人）

▽任期 5月～12月（予定）

▽報酬 出席1回につき9000円

▽選考方法 小論文及び面接

▽応募・☎ 所定の用紙と小論文（A4用紙）「誰もが暮らしやすい寝屋川市に向けて、これからの私たちができること」（800字以内）を直接窓口、郵送又は市ホームページ「電子申請システム」で4月26日（金）必着

〓までに企画政策課（〒571-8555本町1番1号☎825・2016）

※応募用紙等は企画政策課、各シティ・ステーションなどで配布又は市ホームページ「企画政策課」からダウンロードできます。

**地域保健審議会委員を募集**

市民の健康増進や地域保健の総合的な推進に係る施策を審議する委員を募集します。

▽対象 現在、市の審議会などの委員に就任しておらず、税などを滞納していない市内在住・在職・在学の18歳以上で、平日昼間年4回程度の会議に出席できる人など2人

▽任期 2年

▽報酬 出席1回につき9000円

▽選考方法 1次：応募書類及び小論文・2次：面接

▽応募・☎ 所定用紙と小論文（A4用紙）「市民が担う健康づくりの取り組み」（800字以内）を直接窓口又は郵送で4月18日（木）必着〓までに健康政策課（〒571-8533池田西町28番22号☎812・2372）

**保育所アルバイト職員登録者を募集**

▽職種 ①保育士②延長保育士③給食調理員（資格不要）

▽勤務日時 ①月～土曜日午前8時45分～午後5時15分（週38時間45分）

**学生レポーター募集**

市のイベントなどを取材し、「広報ねやがわ」の記事を執筆する「学生レポーター」を募集します。

学生の皆さん、一緒に広報誌を作りませんか。

▽対象 市内在住・在学又は市と包括連携協定を結ぶ学校法人（大阪電気通信大学、常翔学園、聖母女学院、同志社、関西医科大学、大阪府立大学、大阪国際学園、大阪音楽大学）の設置する学校に通学し、学生レポーターの職務を積

極的に遂行できる15歳～25歳の学生6人（中学生を除く、決定には選考があります）

▽任期 2020年3月31日（火）まで

▽謝礼 記事掲載1件につき3000円

※詳しくは市ホームページ「広報広聴課」を見てください。

▽応募・☎ 所定の用紙（広報広聴課で配布又は市ホームページ「広報広聴課」からダウンロード）を直接窓口又は郵送で4月1日～15日の午前9時～午後5時30分（土日曜日を除く）必着〓に広報広聴課（広報担当〒571-8555本町1番1号☎813・1157）

**学力向上支援人材**

少人数教育及びチームティーチングなどを行う人と児童生徒の学力向上などを支援する人を募集します。

▽対象 原則、小学校又は中学校の教員免許を持つ人

▽②児童生徒支援人材 学習の支援、生徒指導（不登校児童生徒の対応など）を行う人を募集します。

▽対象 生徒指導について根気よく取り組み、健康で教育に情熱があり、小・中学校で勤務の経験がある又は教員を目指している人24人

▽③学校司書 学校図書館で、運営・教育活動の支援などを行う人を募集します。

**市立小・中学校職員を募集**

△①少人数教育推進人材

△②保育課（☎812・2552）

△③児童生徒支援人材

△④学校司書



▽対象 司書の資格を持ち、健康で学校教育に理解があり、愛情を持って児童生徒に接することができる人 9人

※

▽期間 ①4月12日②③16日～9月30日(長期休業日も勤務あり、勤務実績などにより、2020年3月31日まで更新あり)

▽勤務日時 週5日、午前8時30分～午後5時

▽日給 ①1万1084円(教員免許保持者)②8360円③8520円

▽選考日 4月8日(月)

▽選考方法 面接

※詳しくは各担当課にお問い合わせください。

申込・回 ①②③4月1日～5日の午前9時～午後5時30分に申込書写真1枚(縦4センチメートル×横3センチメートル)、返信用定型封筒(郵便番号、住所、氏名を書いて242円切手を貼付)を直接、①学務課(☎813・0072)②③教育指導課(☎813・0071)※申込書は各担当課にあります。

### 子ども食堂の運営を支援

子どもの居場所づくりや子どもを見守る環境を整備するため、一人でも夕食などを食べる子どもに食事の提供などを行う団体に開設経費や食材費などの運営経費の一部に対して補助金を交付します。

### 事前説明会

4月25日(木)午後6時30分、市立保健福祉センター5階研修室5。

※①4月24日(水)までに電話で予約してください②応募を検討中で説明会に参加できないときも連絡してください。

申込・回 4月26日～5月24日に申込書へ4月23日(火)から子どもを守る課で配布又は市ホームページ「子どもを守る課」からダウンロードを直接、子どもを守る課(☎38・0134)

### 環境・まちづくり

#### 寝屋川再生ワークショップ参加者を募集

水辺を生かしたまちづくり・地域づくりの提案を試みたい人、川の生き物や文化・市民活動などに興味



寝屋川再生ワークショップ

がある人、一緒に調査研究しませんか。

▽対象 年3回～4回程度、土・日曜日、祝日に開かれるワークショップや水辺作りなどに参加できる市内在住・在職・在学の人

応募・回 はがき又はFAXに住所氏名、年齢、電話番号、勤務先又は学校名、応募理由を書いて5月10日(金)までに治水計画室(T572-0832本町15番1号☎813・1192、FAX825・2634)

#### 土・日曜日、祝(休)日の持ち込みごみ受入日のお知らせ

4月13日(土)・28日(日)・29日(祝)・30日(休)・5月1日(祝)・2日(休)・3日(祝)・6日(休)・11日(土)・26日(日)・6月8日(土)・23日(日)の午前9時～午後4時です。

※月・金曜日も午前9時～午後4時に実施しています。

☎ 環境事業課(☎821・4039)

#### 太陽光発電システム設置費補助金

▽補助金額 電力会社との「電力受給契約書」に記載されている受給最大電力の1キロワット当たり3万円(上限12万円)

▽募集件数 170件程度  
▽対象 次の全てに該当する人  
○市内の居住する住宅に太陽光発電システム(設置時に未使用だったもの)を設置している

○電力会社との電力受給契約を平成30年4月1日以降に締結し、電力の

受給を開始している

○同補助金の交付を受けたことがないなど

▽提出書類配布場所 環境総務課、市役所市民情報コーナー、各シティ・ステーション又は市ホームページ

「環境総務課」からダウンロード  
申請・回 提出書類を配達記録が残る簡易書留などの郵送で2020年3月8日(日)までに環境総務課(T572-0855寝屋南一丁目2番1号☎821・4055)

#### 集会所への太陽光発電システム設置費用を補助

自治会を対象に集会所への太陽光発電システムの設置費用の補助を行います。

※詳しくは問い合わせください。  
申込・回 環境総務課(☎821・4055)

#### リサイクルマーケット 寝屋川エコの市出店者募集

「環境フェア」会場でのリサイクルマーケットの出店者を募集します。  
▽日時 6月9日(日)午前10時～午後3時(雨天中止)  
▽場所 市立中央小学校(初町1番25号)

▽出店資格 市内に在住・在職の20歳以上の人

▽出店料 無料  
▽募集数 80店舗(2メートル×2.5メートル、申し込みが多いときは抽選)

※詳しくは問い合わせてください。  
**申込・図** 封書(申し込みは1人1区画又は1グループにつき1区画)に住所(グループのときは、その代表者)、氏名(ふりがな)、電話番号、主な出店品目を書いた申込用紙(様式自由)と返信用封筒(長形3号封筒に郵便番号、住所、氏名を書いて82円切手を貼付)を4月19日(金) 11時までに環境総務課(〒572-0855寝屋南一丁目2番1号 ☎821・4055)

**各種啓発看板の配布**

たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨て、ペットのフンの放置、歩行喫煙などの禁止をお願いします。啓発看板の配布を行っています。自宅の扉や門などへの設置を希望する人は、申し込みしてください。

**申込** 直接、環境総務課又は市民課(市民生活担当)

**図** 環境総務課(☎821・4055)

**産業廃棄物などの報告書・届出書の提出は6月30日(日)まで**

産業廃棄物を排出した事業者は、前年度の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付などの報告書を、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物を保管している事業者は、前年度における保管、処分などの届出書を6月30日(日)までに提出してください。

※提出先は、今年度から大阪府から寝屋川市に変更になります、注意し

てください。  
**図** 環境保全課(☎824・1021)

**三世代定住支援補助金**

子育て世帯とその親世帯が市内に近居若しくは同居するための住宅取得費又は同居するための住宅リフォーム工事費の一部を補助します。

▽対象

○義務教育終了前の子ども(胎児を含む)がいる世帯とその親世帯の全員が市内に居住し、住民基本台帳に記録されている

○補助対象住宅の売買契約又は工事請負契約の締結日が平成30年4月1日以降であるなど

▽補助対象経費及び補助金額

○住宅取得経費：上限40万円

○住宅リフォーム工事費(市内業者発注かつ10万円以上)：対象工事費の半額又は40万円のいずれか低い額

※詳しくは市ホームページ「都市計画室」を見てください。  
**申込・図** 2020年2月28日(金)までに必要書類を直接窓口又は郵送で都市計画室(〒571-8555本町1番1号 ☎825・2266)

**空き家除却補助金**

市内の事業者に発注した空き家の除却工事費の一部を補助します。

▽対象 一年以上空き家の状態の木造住宅で、平成30年4月1日以降に除却し、次の条件のいずれかに当て

**外国人のための生活相談窓口**

- 相談日時 火・土曜日午後1時～5時
- 場所 市立市民会館1階
- 相談先 ☎811・5935
- 対応言語 日本語・英語(その他の言語は要相談)
- 図** 寝屋川市国際交流協会又は市市民活動振興室(☎825・2120)

Neyagawa city has set up a consultation service for foreigners about problems in daily life.

- Date : Every Tuesday and Saturday
- Hours : 1:00pm-5:00pm
- Place : 1st floor Neyagawa City Civic hall(41-1Hada-cho)
- Tel: 811・5935
- Languages : Japanese/English (Other languages are negotiable)

Inquiries: Neyagawa city International Exchange & Friendship Association(NIEFA) (TEL 811・5935) or Civil Activity Promotion Office(TEL 825・2120)

はまる空き家はまる空き家  
 ○倒壊などの恐れがある  
 ○除却後、新たな土地利用が図られる(土地利用に一定条件有り)

▽補助対象経費及び補助金額 除却工事費の80パーセント又は50万円のいずれか低い額

※詳しくは市ホームページ「都市計画室」を見てください。

**申込・図** 2020年2月28日(金)までに必要書類を直接、都市計画室(☎825・2266)

**特定生産緑地の指定に係る申し出の受付を開始**

4月1日(月)から、平成4年に

都市計画決定された生産緑地を対象に特定生産緑地の指定に係る申し出の受付を開始します。

特定生産緑地に指定されると、買取り申し出が可能となる時期が10年延ばされ、現在適用されている税制措置が引き続き適用されます。

なお、平成5年以降に決定されたものは、2020年4月から順次受け付けます。

※必要書類などは市ホームページ「都市計画室」で見ることができます。  
**図** 都市計画室(☎825・2266)

**水辺整備基本構想を策定**

寝屋川再生ワークショップによる



## 困ったときは相談を（無料） ～4・5・6月～

※秘密は守ります。次回は7月号に掲載します。

相談名	内容など	日時（祝日・年末年始を除く）	申し込み方法	申し込み・問い合わせ先
法律相談	相続、借地、借家、不動産、離婚などの法的問題の相談 定員…7人 相談時間…30分程度 相談員…弁護士	月～金曜日と第4日曜日 午後1時～4時30分 (4月28日・5月26日・6月23日)	電話又はアプリで (申込順)	広報広聴課 ☎824・1155
登記・測量相談	同一案件の相談は原則1回限りです 登記手続きや土地・家屋の測量、境界明示などの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…司法書士、土地家屋調査士	第2木曜日 午後1時～4時 (4月11日・5月9日・6月13日)	【受付開始日】 相談日の1週間前の同じ曜日の午前9時から(申込順) ※受付開始日が日曜日、祝日、振替休日の場合はその翌日から受け付けます。 【受付開始日以降の取り扱い】 電話で申し込み(土・日曜日、祝日、振替休日は申し込みができません)	
国税相談	所得税、相続税、贈与税などの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…税理士	第3木曜日 午後1時～4時 (4月18日・5月16日・6月20日)	【受付開始日以降の取り扱い】 電話で申し込み(土・日曜日、祝日、振替休日も申込可能です)	
不動産・建築相談	不動産の売買、家屋の新築・増築の手続きなどの相談 定員…4人 相談時間…30分程度 相談員…宅地建物取引士、建築士	第2金曜日 午後2時～4時 (4月12日・5月10日・6月14日)	アプリで申し込み(土・日曜日、祝日、振替休日も申込可能です)	
相続・遺言等相談	遺産分割協議書、遺言書、離婚協議書などの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…行政書士	第3金曜日 午後1時～4時 (4月19日・5月17日・6月21日)		
行政相談	国の行政機関などへの相談や要望 相談員…行政相談委員	第1・3火曜日午前10時～正午 ※相談の予約は、月～金曜日に随時受け付けます。		
市政相談	市役所への相談や要望 相談員…市職員	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	直接窓口又は電話で相談してください	
消費生活相談	商品やサービスに不満や疑問を感じたり、訪問販売などで契約上のトラブルに巻き込まれたりしたときや多重債務に関わる相談 相談員…消費生活相談員	月～土曜日 午前9時～正午 午後1時～4時		消費生活センター (桜木町5番30号) ☎828・0397
人権相談	人権に関わる相談 定員…3人 相談員…人権擁護委員	毎週火曜日 午後1時・2時・3時	直接窓口又は電話で予約してください	人権文化課 ☎825・2168
	人権に関わる相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※電話での相談もできます。	当日直接	
女性のための法律相談	女性弁護士による離婚、DV、相続などの法的相談 定員…4人	第3火曜日(祝日も実施) 午後1時30分～4時30分(4月16日・5月21日・6月18日)	前日の午前10時から電話予約を受付(申込順)	男女共同参画推進センター ふらっとねやがわ(産業振興センター5階) ☎800・5790
女性の心の悩み相談(カウンセリング)	カウンセラーが助言・アドバイスするのではなく、悩みを本人が話すことで心の整理をつけ、一緒に問題解決を図ります(女性の相談員がサポートします)	毎週月曜日午前9時30分～午後0時40分・毎週水曜日午後1時30分～4時40分・第3木曜日午後1時30分～4時40分 ※祝日も相談できます。	電話で予約してください	男女共同参画推進センター ふらっとねやがわ(産業振興センター5階) ☎800・5789
男性のための悩み相談(カウンセリング)	男性相談員による男性の自立、生き方、人間関係などの相談	毎週金曜日午後1時～5時(午後4時30分までに電話してください) ※祝日も相談できます。	申し込み不要です	男女共同参画推進センター ふらっとねやがわ(産業振興センター5階) ☎800・5584
子どもに関する相談	18歳未満の子どもの問題についての相談(いじめ、育児、発達、性格、学校生活など)	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※電話での相談もできます。		子どもを守る課子ども相談担当 (保健福祉センター4階) ☎838・0181
教育相談	幼児・児童・生徒の教育についての相談(不登校、学習、性格、友人関係など)	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※電話での相談もできます。	電話で予約してください	総合教育研修センター (明徳一丁目1番1号) ☎822・7830
就労相談	就職困難者を対象に就労の相談	求人情報検索・個別相談 毎週月・火・木・金曜日 午前10時～午後5時		産業振興センター ☎828・0751 ※相談場所は地域就労支援センター(ねやがわシティ・ステーション内)

アプリのインストールはこちらから

iOS  
(iPhone)  
用

Android用

アプリストアで  
「もっと寝屋川」を検索

市民の意見を反映した、水辺整備の基本理念や基本方針に基づき、市民との協働による水辺環境の整備と保全に取り組みます。

※詳しくは市ホームページ「治水計画室」を見てください。  
 図 治水計画室(☎813・1192)

## 相談

### パソコントラブル相談

4月23日(火)午後2時～4時、市立市民活動センター、パソコン機器の故障・トラブル、定員10人(申込順)、パソコンを持って来てください。  
**申込・図** 4月15日(月)から直接窓口又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)



### NPOなんでも相談

4月17日(水)午後2時～4時、市立市民活動センター、NPO法人の設立手続き、団体運営・会計処理のアドバイスなど、定員4団体(相談無料・申込順)。

## 活用していただき 耐震補助制度

地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅などの耐震診断、耐震改修の補助やブロック塀等の撤去・改修費用の補助を行います。

### △木造住宅耐震診断補助▽

昭和56年5月31日以前の建築で現在居住している、又は居住しようとしている木造住宅の耐震診断に要する費用のうち10分の9(上限4万5000円)を補助しています。

※一戸建ての住宅は、平成12年5月31日以前に建築されたものが対象です。

### △木造住宅耐震改修補助▽

昭和56年5月31日以前の建築で現在居住している、又は居住しようとしている2階建て以下の木造住宅の耐震改修設計に要する費用のうち10分の7(上限10万円)及び耐震改修工事に必要な費用のうち上限90万円を補助します。

### ※耐震設計のみの補助は受けられません。

### △ブロック塀等の撤去補助▽

道路等に面するブロック塀等の倒壊により、道路等に被害を及ぼす恐れがあり、建築基準法への適合や安全性に課題があるブロック

塀等の撤去費用の100パーセント(上限20万円)を補助しています。

### △ブロック塀等の改修補助▽

通学路(※①)に面したブロック塀等で、ブロック塀等を撤去した範囲で建築基準法に適合した塀、フェンスなどを設置するとき、改修費用の75パーセント(上限25万円)を補助しています。

※①通学路：小学校から教育委員会へ通学路として報告のあった道

②いずれの補助も着手前に申請が必要ですが③ほかにも要件がありますので詳しくは問い合わせください。

図 まちづくり指導課(☎825・2765)

## 産業・事業者

### 出張マザーズコーナー

子育て中の人を対象にハローワークのスタッフによる就労相談を行います。

▽日時 4月12日・26日、いずれも金曜日午前9時50分～午後1時(1人40分程度)

▽場所 リラット3階ミーティングルーム1

申込・図 4月14日(日)までに直接窓口又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)

### 産業振興セミナーのテーマを募集

事業活性化や技術・経営力強化を目的としたセミナーのテーマを募集します。

▽対象 市内で1年以上の活動実績のある事業者団体

応募図 所定の用紙(市ホームページ「産業振興センター」からダウンロード)

※相談無料(予約が必要)、完全個室、子ども連れ可、キッズスペースあります。  
 申込・図 開催日の前々日まで電話で市立産業振興センター(☎828・0751)

### 消費税軽減税率制度 説明会

10月予定の消費税増税に対して導入される軽減税率制度について、事業者向けの説明会を開きます。

▽内容 ①制度の説明(軽減税率の対象経費など) ②準備すること ③補助金について

▽日時 (1)4月22日(月) (2)26日(金)、いずれも午後2時～3時

※いずれも内容は同じです。  
 ▽場所 市役所職員会館3階第1会場





### △消火器の設置義務▽

平成28年12月に新潟県の飲食店から発生した「糸魚川市大規模火災」を受けて消防法令が改正され、飲食店は原則として、10月1日(火)から消火器の設置が必要となります。消火器の設置を免除できる場合などもあることから平成30年4月から市

### 枚方寝屋川消防組合からのお知らせ

## 防 災



### 議室

▽講師 枚方税務署職員

▽対象 市内事業者

▽参加費 無料

※筆記用具を持って来てください。

△制度について：枚方税務署法人課税第1部門(☎844・9521)、説明会について：市立産業振興センター(☎828・0751)

内の飲食店に対し消防法令の改正概要の説明などを実施しています。

△枚方寝屋川消防組合予防指導課(☎852・9912)

### △甲種防火管理講習▽

5月9日(木)午前10時～午後4時30分・10日(金)午前10時～午後5時、いずれも消防本部、寝屋川市・枚方市に在住・在職の人で防火管理の資格を必要とし、適切に業務を遂行できる人100人(申込順)、受講料4000円(テキスト代など、初日に納付)。

申込・△ 所定の用紙(消防署・消防出張所で配布)に写真を貼って、4月15日～19日の午前9時～午後5時15分に直接窓口又はFAXで枚方寝屋川消防組合予防指導課(☎852・9912、FAX800・3000)

※枚方寝屋川消防組合ホームページからも申し込みできます。

### △普通救命講習会▽

4月20日(土)午前9時30分～午後0時30分、枚方消防署、AEDの使用方法や心肺蘇生法などの知識と技術を習得、寝屋川市・枚方市に在住・在職・在学の人30人(申込順)、受講無料。

申込・△ 4月9日～12日午前9時～午後5時に電話で枚方消防署警備課(☎852・9944)

※①消防本部ホームページからも申し込みできます②車での来場は控えてください。

## 交通安全

### 春の交通安全運転講習会

5月11日(土)からの「春の全国交通安全運動」を前に「交通安全運転講習会」を行います(日程は下の表のとおり)。  
△ 寝屋川警察署交通課(☎823・1234)又は市道路交通課(☎825・2384)



## 税のお知らせ

### 固定資産の審査申し出

前年中の地目の変更や家屋の新築などにより決定された固定資産の評価額に不服があるときは、市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることが出来ます。申し出のできる期間は、固定資産課税台帳に価格などを登録した旨の公示の日(例年3月末)以降、納税通知書を受け取った日から3か月以内です。

△ 固定資産評価審査委員会事務局(市民税課内☎813・1114)

### 固定資産帳簿の縦覧

▽期間 4月1日～5月31日の午前9時～午後5時30分(土・日曜日、

### 春の交通安全運転講習会日程

日程	場所	日程	場所
4月15日(月)	府営寝屋川打上住宅B-4棟集会所(梅が丘一丁目)	22日(月)	西コミュニティセンター
16日(火)	東北コミュニティセンター	23日(火)	西南コミュニティセンター
17日(水)	南コミュニティセンター	24日(水)	西北コミュニティセンター
18日(木)	エスポアール	25日(木)	東コミュニティセンター
19日(金)	東障害福祉センター	26日(金)	寝屋川ドライビングスクール(寝屋南一丁目)
		5月7日(火)	香里自動車教習所(木屋町)

※①いずれも午後7時からです②会場に駐車場はありません。

祝日を除く)  
※期間終了後は縦覧できません。  
▽場所 固定資産税課  
▽対象 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿  
▽縦覧できる人 ①固定資産税(土地・家屋)の納税者②同居の親族で納税者からの委任があると認められる人③納税者の代理人(代理人選任届又は委任状が必要)  
※本人(代理人を含む)確認のため、運転免許証など顔写真付きの証明書1点又は健康保険証、診察券など種



類の違うもの2点が必要です。  
 ④ 固定資産税課 (☎813・1132)

**家屋調査を実施**

新築、増改築や、取り壊しのあった家屋を対象に、調査を行っています。

固定資産税の税額の基礎となる評価額を算定するためのものです、協力ををお願いします。

調査を行う市職員は、固定資産評価補助員証を携帯しています。

⑤ 固定資産税課 (☎813・1132)

**差押え財産をインターネット公売**

市税などの滞納のため差し押さえられた不動産や動産について、インターネット公売システムを利用して公売します。

▽出品するもの 建物付土地・絵画など

▽受付期間 4月8日午後1時～4月23日午後11時

▽入札期間 5月7日午後1時～9日午後11時△不動産は14日(火)午後1時まで▽

※①ヤフー官公庁オークションホームページで参加申し込みの上、入札してください②滞納市税などが納付されたときは未実施・中止になることがあります。

※詳しくは市ホームページ「滞納債権整理回収室」「納税課」を見てください。

**国民健康保険料の負担軽減を図ります**

平成31年度の国民健康保険料率について、被保険者の負担軽減を図るため、府統一の保険料率に対し、市の激変緩和措置として、国民健康保険財政運営安定化基金(6億3000万円)を活用し、平成30年度の保険料率と同率に据え置くことに決定しました(左の表のとおり)。

保険料減免についても府統一基準

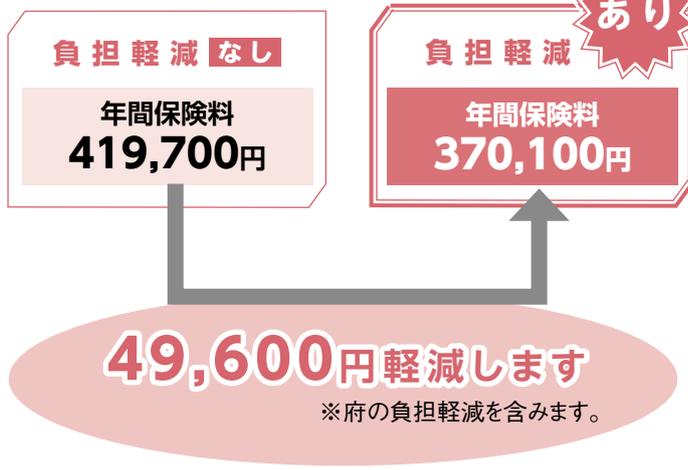
平成 31 年度の国民健康保険料率

( )内は府統一の保険料率

	医療給付費分 (医療保険分)	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40歳～64歳の 介護保険分)
所得割率	8.24% (8.57%)	2.78% (2.69%)	2.53% (2.58%)
一人当たりの 均等割額	25,080円 (29,713円)	7,800円 (9,249円)	12,840円 (19,134円)
一世帯当たりの 平等割額	17,340円 (31,799円)	5,400円 (9,898円)	
年間 賦課限度額	540,000円 (580,000円)	190,000円 (190,000円)	160,000円 (160,000円)

**今年度の保険料は…**

下の年間保険料はモデルケース(所得200万円、4人世帯)で比較しています。



準の減免とともに市独自保険料減免を継続します。  
 各世帯の平成31年度の国民健康保険料は6月に決定し、通知書を6月中旬以降に送付します。納付書払いの人は年間保険料を10回に分割した納付書を同封します。  
 特別徴収(年金天引き)の人は、平成31年2月と同額を4月・6月・8月に仮徴収額として徴収します。平成31年度の国民健康保険料決定後、仮徴収額を差し引いた残額を10月・12月・翌年2月に本徴収額として特別徴収します。本徴収開始のお知らせなどは6月中

旬以降に送付します。  
 △保険料が軽減されます▽  
 世帯の総所得金額の合計が国の定める基準額以下のときは、保険料(均等・平等割額のみ)が7割・5割・2割軽減されます。詳しくは問い合わせください。  
 ※保険料の決定には前年中の収入申告が必要です。確定申告、市・府民税申告、勤務先で年末調整をしていない人は、収入がなくても必ず申告してください。  
 ⑥ 保険事業室(総務担当)☎825・2238、賦課担当☎813・1182



● 不動産：滞納債権整理回収室  
(☎813・1138)、動産：納税  
課(☎813・1136)

## 各種保険・医療制度

資格異動などの届け出は  
14日以内に

国民健康保険の加入・脱退(資格  
継続を含む)・変更などは、14日以  
内に窓口へ届け出てください。届け  
出が遅れると、医療費が全額自己負  
担になり、保険料を最長2年間遡っ  
て納めなければなりません。

△資格異動などの届け出の受付▽

平常業務のほか、毎週木曜日(祝  
日を除く)午後8時までと、毎月第  
4日曜日(4月は28日)午前9時～  
午後5時30分に受け付けています。  
各シティ・ステーションでも受け付  
けています。

● 保険事業室(賦課担当)☎813・  
1182)

後期高齢者医療制度に  
関するお知らせ

△歯科健康診査▽

府後期高齢者医療広域連合が指定  
する歯科医院で、4月1日～翌年3  
月31日に1回、無料で受診すること  
ができます。

4月下旬から5月上旬に「歯科医  
院リスト」を対象者に送付します。  
事前に歯科医院に問い合わせて、被  
保険者証を持って受診してください。

※一部、受診の対象外となる人がい  
ます。

△健康診査受診券の送付▽

被保険者に「健康診査受診券」  
を4月下旬から5月上旬に対象者  
に送付します。

受診券に記載の有効期限内に、指  
定医療機関などで1回無料で受診で  
きます。事前に医療機関などに連絡  
し、受診券と被保険者証を持って受  
診してください。

※一部、受診の対象外となる人がい  
ます。

△人間ドック費用の一部助成▽

被保険者が人間ドックを受診した  
とき、費用の一部を助成します(上  
限額2万6000円、年度中1回限  
り)。受診後、全ての検査結果が届  
いたら市保険事業室(後期高齢者医  
療担当)に申請してください。

※申請まで領収書などは保管してく  
ださい。

▽申請に必要なもの ①人間ドック  
の領収書②人間ドック検査結果通知  
書などの写し③被保険者証④口座情  
報が分かるもの⑤朱肉を使う印鑑

※脳ドックは助成の対象外です。

● 府後期高齢者医療広域連合付  
課(☎06・4790・2031)又  
は市保険事業室(後期高齢者医療担  
当)☎813・1190)

65歳以上の介護保険料

介護保険料は所得と世帯の課税状  
況で計算します。

平成31年度の介護保険料額を年金

からの天引きの人は4月に、納入通  
知書又は口座振替で支払っている人  
は6月中旬に郵送でお知らせしま  
す。届かない人は問い合わせてくだ  
さい。

● 高齢介護室(☎838・051  
8)

## 年金制度

国民年金保険料などのお知らせ

△保険料の改定▽

平成31年度の保険料が月額1万6  
410円に改定されました。

前納など、納付方法によっては納  
付額の割り引きがあります。

△学生の納付特例申請を受け▽

学生で保険料を納めることが困難  
なときは、学生納付特例申請をして  
本人の前年所得が基準額以下であ  
れば学生納付特例を受けることがで  
きます。

▽申請に必要なもの ①年金手帳②  
学生証の写し又は在学証明書③印鑑  
(本人が申請するときは不要)

△国民年金の加入や  
種別の変更届▽

退職したとき、厚生年金や共済組  
合に加入している配偶者の扶養でな  
くなったときは、国民年金の届け出  
が必要です。

届け出には、年金手帳・印鑑などの  
ほか、書類が必要になります。

● 市民課(年金担当)☎824・1  
181)

## 納期限のお知らせ ～忘れずに納めましょう～

★保育所保育料(保育課)……………5月7日 ★留守家庭児童会保育料(青少年課)……………5月7日

<納付相談など>

市税、国民健康保険料については、平常業務のほか  
に、毎週木曜日(祝日を除く)午後8時までと毎月第  
4日曜日(4月は28日)午前9時～午後5時30分に納  
付相談と納付を受け付けています。

<口座振替が便利です>

納期限に自動で口座から引き落としして納めることが  
できます。納め忘れがなくなりますので利用してくだ  
さい。